

リフォームローン・ワイド

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	リフォームローン・ワイド (全国しんくみ保証株式会社保証付) リフォームローン・ワイド (プレミアム) ・ (スペシャル) (〃)
2. ご利用いただける方	・ 申込時の年齢が満20歳以上で、完済時年齢が76歳未満の方 ・ 安定した収入が継続して見込まれる方 ・ 勤務先または住居が滋賀県内で当組合の組合員あるいは組合員資格のある方。 ・ 資金使途が借換の場合は、直近6ヵ月以内に延滞のない方 ・ 全国しんくみ保証株式会社(再保証:㈱オリエントコーポレーション)の保証が得られる方 ・ 反社会的勢力に該当しない方
3. お使いみち	① リフォーム関連資金… 増改築・修繕等資金等、電化対応等資金等、エコ給湯対応等資金等、バリアフリー対応等資金等 ② 他金融機関(消費者金融を除く)のリフォーム資金に関するローンおよび住宅ローンの借換資金。但し、店舗改装等のリフォーム資金の借換は除く。 ③ 住宅購入に伴う諸費用および住宅購入関連資金の一部 登記費用、引越費用、仲介手数料、その他保証会社が妥当と認めたもの ④ 家屋解体に要する資金 但し、転売目的・事業性用途として使用している建物の解体は除く。
4. ご融資金額	・ 100万円以上1,000万円以内 (1万円単位) - 但し、資金使途が「家屋解体に要する資金」の場合は300万円を上限とする。 尚、本ローンを含む総返済金の年間返済額が前年所得の40%以内とする。 (但し、借換資金の場合は、残高返済金額の範囲内とします。)
5. ご融資期間	・ 6ヵ月以上15年以内(据置はできません。) (尚、借換資金の場合は、15年-借換対象ローンの支払済期間を上限期間とします。) - 但し、資金使途が「家屋解体に要する資金」の場合は、原則7年以内とする。
6. ご融資利率	・ 当組合所定の利率によります。(金利につきましては、窓口へお問い合わせ下さい)
7. ご返済方法	・ 毎月元利均等返済(融資金額の50%以内の範囲でボーナス併用も可能です。)
8. 担保・保証人	・ 原則不要です。 但し、保証会社の判断により必要な場合もあります。 ・ 次の場合には連帯保証人を必要とします。 ① 対象物件が共有名義の場合の共有者 ② 所得合算を行う場合の合算者 ・ 全国しんくみ保証株式会社(再保証:㈱オリエントコーポレーション)の保証をご利用いただきます。
9. 手数料	・ 一括繰上返済をする場合は、所定の手数料が必要となります。
10. その他	・ 原則ご融資金額は、資金使途支払先へのお振込みとさせていただきます。 ・ 優遇金利の取扱いがあります。(パーソナルローン優遇条件一覧表のとおり)
11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249)

裏面に続きます

	で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
--	---

(以上)